

## 選考委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人岡部亨和奨学財団（以下「この法人」という）の選考委員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(選考委員会)

第2条 選考委員会は、定款等で定められた事業を実施する奨学金給付者等の選考を行なうにあたっては、応募内容を審査し公平性を担保し、独立性をもって選考する。

- 2 選考委員会の委員は、理事会において、5名以内選出する。
- 3 委員は、学識経験のある者等のうちから、理事会で選出し、代表理事が委嘱する。
- 4 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が3名以上含まれてはならない。

(選考委員会委員への報酬・費用等の支給)

第3条 選考委員会委員の職務執行の対価として謝金・費用等を支給することができる。

- 2 選考委員には、選考委員会出席の都度、1日3万円を超えない範囲で謝金を支給することができる。その謝金額は評議員会で決定する。
- 3 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。謝金とは明確に区分されるものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成27年10月15日一般財団法人岡部亨和奨学財団設立日から施行する。（平成27年8月28日理事会議決）